

告 示

埼玉県告示第千三百三十六号

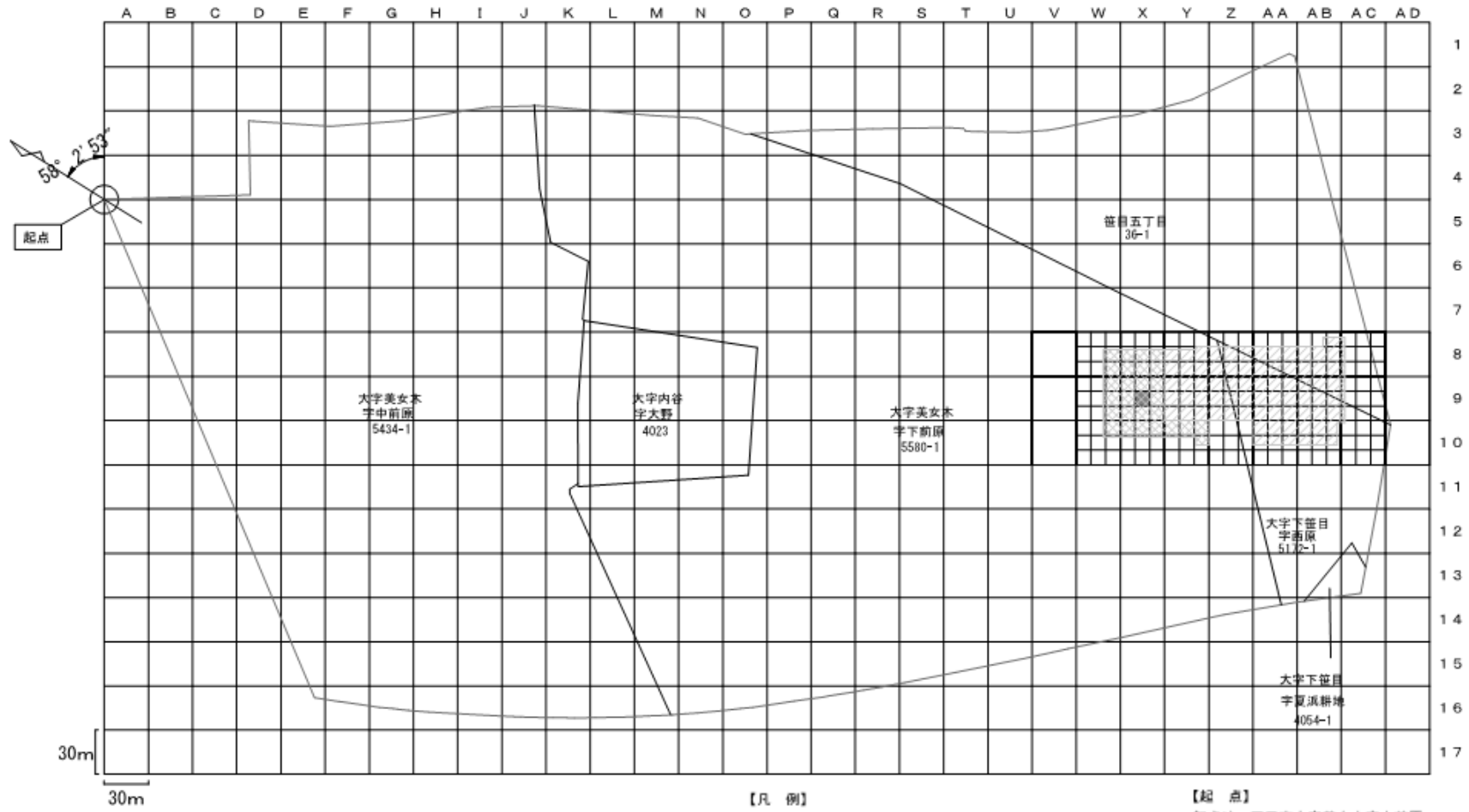
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第八百九十号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市大字美女木字下前原五千五百八十番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
一・二、ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- ▨ 自然由来特別区域 (6978㎡)
(砒素及びその化合物の溶出量基準不適合)
- ▨ 自然由来特別区域 (2963㎡)
(砒素及びその化合物の溶出量・含有量基準不適合)
- 一般管理区域を解除する区域 (100㎡)
(1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレンの溶出量基準不適合)

【起 点】

起点は、戸田市大字美女木字中前原
5434-1の敷北端とする。

【格子の回転角度】

58度2分53秒